

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

佐 賀 県

第 1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1. 佐城地域

(1) 現況

佐城地域は、県のほぼ中央に位置し、福岡県境にある脊振山系の中山間地域から、有明海沿岸の平坦部に亘る幅広いエリアとなっており、平坦地域の中には、市街地や住宅地と農地とが混在しているところも増えてきている。

平坦地域では、大規模圃場の土地条件を活かした米、麦、大豆の生産や、これらとイチゴやナス、キュウリ、トマト、アスパラガスなどの施設園芸、畜産等との複合経営が展開されており、中山間地域では、小ネギや夏秋ナス、レタス、ハウレンソウ、パセリ、ミカン、花き、畜産の生産が行われている。

また、化学肥料や化学農薬を低減し、環境と調和した農業生産に取り組む事例も見られる。

こうした状況の中で、集落の過疎化や農家以外との混住化、農業者の高齢化の進行等に伴い集落機能が低下してきており、農用地や水路、農道、法面等の保全管理等が困難になるなど、多面的機能の発揮に支障がでていることから、その維持・回復に向けた取組の強化が必要となっている。

また、環境の保全や食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中で、環境負荷の低減にもつながる環境保全型農業の取組の維持・拡大が引き続き必要である。

(2) 目標

佐城地域では、農業者と地域住民や関係団体等が協力しながら、法第 3 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 3 号に掲げる事業を推進することなどにより、農業生産の維持、農地及び農業用施設の保全管理、環境保全型農業の推進等を図り多面的機能の発揮を促進する。

2. 鳥栖・三神地域

(1) 現況

鳥栖・三神地域は、福岡県境にある脊振山系の中山間地域から、筑後川西側の平坦部に亘る地域で、福岡市や久留米市等の都市に近く、工業団地や商業地も発達していることから、他地域に比べて兼業農家が多く、集落では農家以外との混住化も進んでいる。

平坦地域では、兼業農家が米、麦、大豆の生産を行っている場合が多く、専業農家では、これらとアスパラガスやトマト、イチゴなどの施設園芸を組み合わせた複合経営が行われており、中山間地域では、一部で茶生産が行われているものの、多くは小規模な水田で米が生産されている。

また、化学肥料や化学農薬を低減し、環境と調和した農業生産に取り組む

事例も見られる。

こうした状況の中で、集落の過疎化や農家以外との混住化、農業者の高齢化の進行等に伴い集落機能が低下してきており、農用地や水路、農道、法面等の保全管理等が困難になるなど、多面的機能の発揮に支障がでていることから、その維持・回復に向けた取組の強化が必要となっている。

また、環境の保全や食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中で、環境負荷の低減にもつながる環境保全型農業の取組の維持・拡大が引き続き必要である。

(2) 目標

鳥栖・三神地域では、農業者と地域住民や関係団体等が協力しながら、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進することなどにより、農業生産の維持、農地及び農業用施設の保全管理、環境保全型農業の推進等を図り多面的機能の発揮を促進する。

3. 唐津・東松浦地域

(1) 現況

唐津・東松浦地域は、玄界灘に面した県の北西部に位置し、松浦川流域等に一部平坦地を有しているものの、ほとんどは、天山・脊振山系の中山間地域や上場台地の畑作地帯となっている。水田の規模は概して小規模で、米と、イチゴや小ネギ、ハウスミカン、花き類、肉用牛などの施設園芸を組み合わせた複合経営が展開されており、特にハウスミカンは全国有数の産地となっている。

また、化学肥料や化学農薬を低減し、環境と調和した農業生産に取り組む事例も見られる。

こうした状況の中で、集落の過疎化や農家以外との混住化、農業者の高齢化の進行等に伴い集落機能が低下してきており、農用地や水路、農道、法面等の保全管理等が困難になるなど、多面的機能の発揮に支障がでていることから、その維持・回復に向けた取組の強化が必要となっている。

また、環境の保全や食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中で、環境負荷の低減にもつながる環境保全型農業の取組の維持・拡大が引き続き必要である。

(2) 目標

唐津・東松浦地域では、農業者と地域住民や関係団体等が協力しながら、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進することなどにより、農業生産の維持、農地及び農業用施設の保全管理、環境保全型農業の推進等を図り多面的機能の発揮を促進する。

4. 伊万里・西松浦地域

(1) 現況

伊万里・西松浦地域は、干拓地等の一部平坦地を有しているものの、ほとんどは、国見山麓等の中山間地域となっており、米と、キュウリやイチゴ、小ネギ、アスパラガス、ナシ、キンカン、肉用牛、ブロイラーなどを組み合わせた複合経営が行われている。

また、化学肥料や化学農薬を低減し、環境と調和した農業生産に取り組む事例も見られる。

こうした状況の中で、集落の過疎化や農家以外との混住化、農業者の高齢化の進行等に伴い集落機能が低下してきており、農用地や水路、農道、法面等の保全管理等が困難になるなど、多面的機能の発揮に支障がでていることから、その維持・回復に向けた取組の強化が必要となっている。

また、環境の保全や食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中で、環境負荷の低減にもつながる環境保全型農業の取組の維持・拡大が引き続き必要である。

(2) 目標

伊万里・西松浦地域では、農業者と地域住民や関係団体等が協力しながら、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進することなどにより、農業生産の維持、農地及び農業用施設の保全管理、環境保全型農業の推進等を図り多面的機能の発揮を促進する。

5. 武雄・杵島地域

(1) 現況

武雄・杵島地域は、有明海沿岸に広がる平坦地域と、杵島山麓の中山間地域からなっており、平坦地域では、大規模圃場の土地条件を活かした米、麦、大豆の生産や、これらとイチゴ、アスパラガス、小ネギなどの施設野菜、タマネギやレンコン、キャベツ、レタスなどの露地野菜を組み合わせた複合経営が行われている。また、中山間地域では、チンゲンサイやキュウリなどの施設野菜や、茶、畜産等の生産が行われている。

また、化学肥料や化学農薬を低減し、環境と調和した農業生産に取り組む事例も見られる。

こうした状況の中で、集落の過疎化や農家以外との混住化、農業者の高齢化の進行等に伴い集落機能が低下してきており、農用地や水路、農道、法面等の保全管理等が困難になるなど、多面的機能の発揮に支障がでていることから、その維持・回復に向けた取組の強化が必要となっている。

また、環境の保全や食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中で、環境負荷の低減にもつながる環境保全型農業の取組の維持・拡大が引き続き必要である。

(2) 目標

武雄・杵島地域では、農業者と地域住民や関係団体等が協力しながら、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進することなどにより、農業生産の維持、農地及び農業用施設の保全管理、環境保全型農業の推

進等を図り多面的機能の発揮を促進する。

6. 鹿島・藤津地域

(1) 現況

鹿島・藤津地域は、多良岳山系の中山間地域と、その北東部に広がる平坦地域からなっており、中山間地域では、露地みかんや茶、ブロイラー、養豚、繁殖牛等の生産が行われている。平坦地域では、米と、イチゴやキュウリ、ナスなどの施設野菜、タマネギなどの露地野菜を組み合わせた複合経営が行われている。

また、化学肥料や化学農薬を低減し、環境と調和した農業生産に取り組む事例も見られる。

こうした状況の中で、集落の過疎化や農家以外との混住化、農業者の高齢化の進行等に伴い集落機能が低下してきており、農用地や水路、農道、法面等の保全管理等が困難になるなど、多面的機能の発揮に支障がでていることから、その維持・回復に向けた取組の強化が必要となっている。

また、環境の保全や食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中で、環境負荷の低減にもつながる環境保全型農業の取組の維持・拡大が引き続き必要である。

(2) 目標

鹿島・藤津地域では、農業者と地域住民や関係団体等が協力しながら、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進することなどにより、農業生産の維持、農地及び農業用施設の保全管理、環境保全型農業の推進等を図り多面的機能の発揮を促進する。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするものとする。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農協、NPO及び農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町の促進計画において、区域を設定するものとする。

- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

1 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定することとする。

2 促進計画の目標について

必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町において実施を促進する事業を記載することとする。

4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその区域が明確となるように設定することとする。

5 促進計画の実施に関し当該市町が必要と認める事項

市町の判断により必要と認められる事項を記載する。例えば、農業者団体等の取組を促進する観点からの推進組織の活用等について記載することが考えられる。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

- 1 県と市町、農業団体等が連携しながら、農業者団体等に対し、地域の環境や営農の状況、取組の実態等に応じて、総合的な観点から事業の推進や指導・助言等を行う。特に法第3条第3項第1号に掲げる事業を効果的に推進するため、県、市町、佐賀県土地改良事業団体連合会、佐賀県農業協同組合中央会及び佐賀県農業会議等により構成する推進体制（推進組織）を構築し、農業者団体等が行う地域ぐるみの共同活動を支援する。

- 2 県は、市町等の関係機関・団体との間で情報共有や必要に応じ打合せ会議の開催を行うなどして、連携の強化に努める。

- 3 県は、活動に対する評価、活動組織等に対する指導・助言や、交付金の交付状況の点検、特認地域及び特認基準についての審査検討等を行うため、必要に応じて第三者委員会を設置する。